



商店街活力向上事業補助金 【賑わい創出事業】

商店街が実施する継続的な賑わいの創出に資する取組を対象に、
経費の一部を補助します。

補助上限額・補助率

上限50万円
(補助率1/2)



※応募者多数の場合は希望額に沿えない場合があります。

補助対象者

■組合

市内の商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

■組合に準ずる任意団体

一定の地区（街区）内で集積・近接した商業事業者で構成され、来街者（消費者）を対象に、継続的に商業振興を目的とした事業を行う市内の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

公募期間

2025年4月1日～4月21日
(事業実施期間：交付決定日～2026年2月28日)

補助対象経費等

対象経費

■ 商店街のビジョン(※)に基づく継続的な賑わい創出につながる事業に係る経費

ただし、経費のうち30%以上は、新規顧客獲得に向けたマーケティング・販売促進に係る事業経費としてください。

事業の参考例（注：例は参考です。対象事業を限定するものではありません。）

- ・ イベント時に後日使えるクーポンを配布し、日常の賑わいにつなげる【クーポン印刷費、取扱店ポスター印刷費】
- ・ 周辺地域の商業施設からシャトルバスを運行する等、来街者を増やす【シャトルバス運行費】
- ・ 初めてSNS広告・チラシ折込を行い、ターゲット層を広げる【SNS広告費、チラシデザイン費・印刷費・折込料】
- ・ 商店街HP・ECサイトを立ち上げ、商店街での物販購入につなげる【HP構築・デザイン費、広告宣伝費】

※ビジョンとは…持続可能な地域に根付いた商店街づくりに向けて組合等が自ら策定する、めざす姿や具体的な取組が示されているもの

対象外経費

- 実施主体の構成員の管理運営に必要な経常的経費（人件費、通信費、光熱水費等）
※人件費のうち、事業のために臨時的に雇用する者へ支給するものは対象とします
- 飲食費
- 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費
- 実施主体の構成員に対する賃借料又は会場使用料、謝礼、会議費
- 個人及び個店の資産形成に資する経費
- 他用途に転用可能な汎用性の高い資産の取得に係る経費
- 電化製品の購入費
- 商店街の維持管理に係る経費（施工工事、修繕、清掃等）
- 送料、振込手数料
- 経費に係る消費税及び地方消費税額

補助金交付の流れ



応募、報告様式は市HPからダウンロードしてください。

お問い合わせ



福山市 経済環境局 経済部 産業振興課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所9階
TEL：084-928-1038 FAX：084-928-1733
メール：shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp



市HPはこちら